

令和 8 年 2 月 16 日

令和 7 年度 栃木 県 議 会
第 412 回 通常 会 議 議 案 (2)

令和7年度栃木県議会 第412回通常会議議案（2）目次

第36号議案	令和7年度栃木県一般会計補正予算（第8号）	4
第37号議案	令和7年度栃木県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	32
第38号議案	令和7年度栃木県流域下水道事業会計補正予算（第3号）	35
第39号議案	令和7年度栃木県電気事業会計補正予算（第3号）	39
第40号議案	令和7年度栃木県水道事業会計補正予算（第3号）	42
第41号議案	令和7年度栃木県工業用水道事業会計補正予算（第2号）	44
第42号議案	令和7年度栃木県用地造成事業会計補正予算（第2号）	46
第43号議案	令和7年度栃木県施設管理事業会計補正予算（第2号）	48
第44号議案	栃木県高等学校教育改革促進等基金条例の制定について	50
第45号議案	栃木県手数料条例の一部改正について	51
第46号議案	栃木県森林整備地域活動支援基金条例の廃止について	54
第47号議案	権利の放棄について	55
第48号議案	権利の放棄について	56
第49号議案	市町村が負担する金額の変更について（農政部関係）	57

第50号議案	市町村が負担する金額の変更について（県土整備部関係）	60
第51号議案	市町村が負担する金額の変更について（企業局関係）	62
第52号議案	工事請負契約の締結について（一級河川巴波川地下捷水路流出施設建設工事その5）	63
第53号議案	工事請負契約の締結について（一級河川巴波川地下捷水路流入施設建設工事その6）	64
第54号議案	工事請負契約の締結について（栃木県立鹿沼華陵高等学校実習棟新築工事）	65
第55号議案	特定事業契約の変更について（総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業）	66
第56号議案	特定事業契約の変更について（馬頭最終処分場整備運営事業）	67
第57号議案	特定事業契約の変更について（新青少年教育施設整備運営事業）	68
第58号議案	工事請負契約の変更について（水と緑の南摩の里整備事業）	69
第59号議案	工事請負契約の変更について（3・4・1号前橋水戸線大橋PC橋上部工建設工事）	70
第60号議案	工事請負契約の変更について（県営若草住宅新1号棟新築工事（その2））	71
報告第1号	知事の専決処分事項報告について	72

第36号議案

令和7年度栃木県一般会計補正予算（第8号）

令和7年度栃木県の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30,484,770千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ971,265,350千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加、変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加、変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の変更は、「第4表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の追加、変更は、「第5表地方債補正」による。

令和8年2月16日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		273,000,000	9,000,000	282,000,000
	1 県 民 税	91,182,000	5,600,000	96,782,000
	2 事 業 税	72,085,000	200,000	72,285,000
	3 地 方 消 費 税	42,604,000	3,700,000	46,304,000
	4 不 動 産 取 得 税	5,452,000	300,000	5,752,000
	7 軽 油 引 取 税	20,484,000	△ 500,000	19,984,000
	8 自 動 車 税	36,573,000	△ 300,000	36,273,000
2 地 方 消 費 税 清 算 金		109,836,000	2,242,000	112,078,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	109,836,000	2,242,000	112,078,000
4 地 方 特 例 交 付 金		1,300,000	△ 114,156	1,185,844
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,300,000	△ 114,156	1,185,844
5 地 方 交 付 税		151,000,000	9,420,356	160,420,356
	1 地 方 交 付 税	151,000,000	9,420,356	160,420,356

7 分担金及び負担金		7,704,997	△ 3,590,500	4,114,497
1 負担金		7,704,997	△ 3,590,500	4,114,497
9 国庫支出金		139,445,749	△ 16,693,955	122,751,794
1 国庫負担金		48,526,327	△ 2,904,528	45,621,799
2 国庫補助金		86,629,316	△ 13,600,967	73,028,349
3 委託金		4,290,106	△ 188,460	4,101,646
10 財産収入		1,685,256	437,110	2,122,366
1 財産運用収入		866,299	437,079	1,303,378
2 財産売却収入		818,957	31	818,988
11 寄附金		95,862	267,282	363,144
1 寄附金		95,862	267,282	363,144
12 繰入金		31,295,971	△ 11,231,321	20,064,650
2 基金繰入金		30,930,419	△ 11,231,321	19,699,098
13 繰越金		5,284,516	6,524,192	11,808,708
1 繰越金		5,284,516	6,524,192	11,808,708
14 諸収入		142,145,781	△ 3,553,778	138,592,003

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 貸付金元利収入	126,641,841	△ 383,830	126,258,011
	4 受託事業収入	951,298	△ 293,672	657,626
	5 収益事業収入	11,610,604	△ 4,260,980	7,349,624
	6 雑収入	2,660,477	1,384,704	4,045,181
15 県	債	82,377,000	△ 23,192,000	59,185,000
	1 県債	82,377,000	△ 23,192,000	59,185,000
歳入	合計	1,001,750,120	△ 30,484,770	971,265,350

歳 出		(単位千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,589,701	△ 50,560	1,539,141
	1 議 会 費	1,589,701	△ 50,560	1,539,141
2 総 務 費		45,299,495	9,173,923	54,473,418
	1 総 務 管 理 費	19,331,664	10,186,470	29,518,134
	2 企 画 費	6,185,905	△ 320,247	5,865,658
	3 徴 税 費	10,147,076	190,773	10,337,849
	4 市 町 村 振 興 費	2,287,659	△ 494,863	1,792,796
	5 選 挙 費	2,241,946	△ 13,032	2,228,914
	6 防 災 費	3,393,705	△ 363,185	3,030,520
	7 統 計 調 査 費	1,365,106	△ 23,993	1,341,113
	8 人 事 委 員 会 費	161,168	12,000	173,168
3 民 生 費		124,226,178	△ 570,928	123,655,250
	1 社 会 福 祉 費	74,503,048	△ 3,389,703	71,113,345
	2 児 童 福 祉 費	43,605,117	2,391,495	45,996,612

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 生活保護費	3,432,642	334,549	3,767,191
	4 災害救助費	20,273	38,148	58,421
	5 県民生活費	2,665,098	54,583	2,719,681
4 衛生費		69,992,510	△ 4,550,048	65,442,462
	1 公衆衛生費	37,520,434	△ 851,975	36,668,459
	2 環境衛生費	2,607,758	△ 549,931	2,057,827
	3 保健所費	2,285,386	△ 91,603	2,193,783
	4 医薬費	18,887,254	△ 2,263,914	16,623,340
	5 病院費	4,434,830	△ 81,650	4,353,180
	6 環境対策費	4,256,848	△ 710,975	3,545,873
5 労働費		2,034,135	12,809	2,046,944
	1 労政費	380,449	△ 25,196	355,253
	2 職業訓練費	1,422,022	△ 92,725	1,329,297
	3 失業対策費	121,618	134,730	256,348
	4 労働委員会費	110,046	△ 4,000	106,046

6 農 林 水 産 業 費		48,312,094	△ 6,732,014	41,580,080
1 農 業 費		13,155,907	△ 2,078,915	11,076,992
2 畜 産 業 費		4,844,993	△ 716,034	4,128,959
3 農 地 費		17,353,757	△ 3,023,911	14,329,846
4 林 業 費		12,109,027	△ 917,034	11,191,993
5 水 産 業 費		782,455	3,880	786,335
7 商 工 費		133,653,691	150,566	133,804,257
1 商 工 費		132,131,010	235,373	132,366,383
2 観 光 費		1,522,681	△ 84,807	1,437,874
8 土 木 費		121,016,951	△ 22,203,140	98,813,811
1 土 木 管 理 費		4,478,523	378,218	4,856,741
2 道 路 橋 り よ う 費		67,257,884	△ 12,099,432	55,158,452
3 河 川 費		27,797,366	△ 1,893,691	25,903,675
4 都 市 計 画 費		18,383,502	△ 8,131,187	10,252,315
5 住 宅 費		3,099,676	△ 457,048	2,642,628
9 警 察 費		48,344,742	△ 620,590	47,724,152

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 警察管理費	46,739,485	△ 620,590	46,118,895
10 教育費		192,014,230	△ 5,397,476	186,616,754
	1 教育総務費	31,343,880	△ 1,640,031	29,703,849
	2 小学校費	62,285,293	△ 893,235	61,392,058
	3 中学校費	37,342,956	△ 926,036	36,416,920
	4 高等学校費	37,701,886	△ 1,593,988	36,107,898
	5 特別支援学校費	15,984,203	△ 165,100	15,819,103
	6 社会教育費	2,188,652	△ 49,403	2,139,249
	7 保健体育費	5,167,360	△ 129,683	5,037,677
11 災害復旧費		2,623,673	△ 2,103,352	520,321
	1 農林水産施設災害復旧費	252,895	△ 14,235	238,660
	2 土木施設災害復旧費	2,340,000	△ 2,081,853	258,147
	3 県有施設等災害復旧費	30,778	△ 7,264	23,514
12 公債費		99,853,520	△ 1,970,760	97,882,760
	1 公債費	99,853,520	△ 1,970,760	97,882,760

13 諸 支 出 金		112,289,200	4,376,800	116,666,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	44,039,000	1,462,000	45,501,000
	2 利 子 割 交 付 金	156,000	694,000	850,000
	3 地 方 消 費 税 交 付 金	55,274,000	1,133,000	56,407,000
	5 自 動 車 取 得 税 交 付 金	200	△ 200	
	6 配 当 割 交 付 金	1,778,000	445,000	2,223,000
	7 株 式 等 讓 渡 所 得 割 交 付 金	3,018,000	538,000	3,556,000
	8 環 境 性 能 割 交 付 金	1,131,000	△ 85,000	1,046,000
	9 法 人 事 業 税 交 付 金	5,350,000	190,000	5,540,000
歳 出 合 計		1,001,750,120	△ 30,484,770	971,265,350

第2表 継続費補正

1 追加

(単位千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	6 防災費	新防災教育施設整備費	2,327,400	令和7年度	158,000
				令和8年度	440,800
				令和9年度	919,200
				令和10年度	809,400
7 商工費	1 商工費	繊維技術支援センター 新築工事設計費	161,226	令和7年度	54,817
				令和8年度	8,185
				令和9年度	98,224

2 変 更

(単位千円)

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	とちぎ健康の森本館 空気調和設備等改修費	3,013,543	令和5年度	29,409	2,343,446	令和5年度	29,409
				令和6年度	1,477,363		令和6年度	1,477,363
				令和7年度	1,506,771		令和7年度	836,674
		本庁舎駐車場管制 設備更新工事費	353,430	令和6年度	110,880	272,998	令和6年度	110,880
				令和7年度	242,550		令和7年度	162,118
	6 防 災 費	防災行政ネットワーク システム衛星通信設備 更新工事費	1,889,454	令和6年度	204,686	1,395,746	令和6年度	204,686
				令和7年度	1,684,768		令和7年度	1,191,060
		新防災教育施設 設計費	94,100	令和6年度	29,000	71,543	令和6年度	29,000
				令和7年度	65,100		令和7年度	42,543
		新防災教育施設 展示設計費	84,000	令和6年度	51,000	82,060	令和6年度	51,000
令和7年度	33,000			令和7年度	31,060			
3 民 生 費	2 児 童 福 祉 費	子ども総合科学館	3,181,082	令和5年度	760,941	3,060,508	令和5年度	760,941

款	項	事業名	補正前			補正後				
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額		
		大規模改修費		令和6年度	1,360,477		令和6年度	1,360,477		
				令和7年度	1,059,664		令和7年度	939,090		
4	衛生費	6 環境対策費	86,128	令和6年度	17,226	68,156	令和6年度	17,226		
		のぞわ特別支援学校 省エネ設備整備費		令和7年度	68,902		令和7年度	50,930		
10	教育費	4 高等学校費	鹿沼南高・鹿沼商工高 新校実習棟整備費	2,017,897	令和7年度	201,790	2,188,767	令和7年度	201,790	
					令和8年度	1,210,739		令和8年度	1,239,440	
					令和9年度	605,368		令和9年度	747,537	
				鹿沼南高・鹿沼商工高 新校受変電設備改修費	258,933	令和7年度	103,573	281,908	令和7年度	103,573
					令和8年度	155,360	令和8年度		178,335	
				今市高・今市工業高・ 日光明峰高 新校大教室等整備費	528,131	令和7年度	6,005	541,160	令和7年度	6,005
					令和8年度	522,126	令和8年度		535,155	
				栃木農業高・栃木 工業高・栃木商業高 新校新校舎等設計費	369,864	令和7年度	73,972	460,000	令和7年度	73,972
						令和8年度	184,932		令和8年度	257,112
						令和9年度	110,960		令和9年度	128,916

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後			
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額	
		真岡北陵高・真岡工業 高新校受変電設備 整備費	223,072	令和7年度	55,768	392,957	令和7年度	55,768	
				令和8年度	111,536		令和8年度	128,024	
				令和9年度	55,768		令和9年度	68,585	
							令和10年度	140,580	
		真岡北陵高・真岡工業 高新校農場改修費	135,124	令和7年度	67,562	145,203	令和7年度	67,562	
				令和8年度	67,562		令和8年度	77,641	
		那須拓陽高・那須清峰 高新校本館棟設備 整備費	82,958	令和7年度	8,296	94,096	令和7年度	8,296	
				令和8年度	74,662		令和8年度	85,800	
		6 社会教育費	青少年教育施設解体費	233,900	令和6年度	187,120	187,120	令和6年度	187,120
					令和7年度	46,780		令和7年度	

第3表 繰越明許費補正

1 追加

(単位千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	会計管理費	19,652
		県有財産管理費	776,217
	2 企画費	交通体系整備促進費	16,035
	6 防災費	災害対策費	18,656
3 民生費	1 社会福祉費	障害者自立支援給付費	940,000
		介護保険推進費	5,556,860
		障害者福祉施設整備助成費	279,890
		老人保健福祉施設整備助成費	137,340
		介護基盤整備等事業費	237,123
4 衛生費	2 環境衛生費	産業廃棄物指導費	9,000
		4 医薬費	医療連携体制推進費
		救急医療対策費	1,929,676
		とちぎ子ども医療センター事業費	20,900

款	項	事業名	金額	
		医師確保支援事業費	500,000	
		周産期医療対策費	476,744	
		薬事指導費	193,582	
	6 環境対策費	カーボンニュートラル推進費	639,033	
		住宅のゼロエネルギーハウス化促進事業費	39,800	
5 労働費	1 労政費	勤労者福祉対策事業費	120,000	
6 農林水産業費	1 農業費	環境保全型農業推進費	73,500	
		2 畜産業費	草地基盤整備費	126,000
	2 畜産業費	家畜保健衛生費	36,462	
		3 農地費	県単農業農村整備事業費	27,792
			土地改良事業調査費	18,000
	国営造成施設管理事業費		25,000	
	4 林業費	4 林業費	特用林産振興費	171,867
			県産材需要拡大総合対策事業費	1,300
			林野保護費	15,617
			とちぎの元気な森づくり県民税事業費	15,368

款	項	事業名	金額
		森林環境譲与税事業費	105,100
		県単林道事業費	31,600
		県単治山事業費	164,690
7 商 工 費	1 商 工 費	繊維技術支援センター整備費	20,627
		ものづくり産業躍進プロジェクト推進事業費	100,000
		フードバレーとちぎ推進事業費	199,000
	2 観 光 費	自然公園等施設整備費	38,000
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	用地調査費	63,100
		耐震改修促進事業費	82,851
	2 道 路 橋 り ょ う 費	道路保全事業費(県単)	4,900,000
		快適な道路環境づくり事業費(県単)	160,000
		道路調査費	365,052
		総合交通政策事業費(補助)	28,360
	3 河 川 費	河川管理費	29,004
		河川調査費	66,714
		河川砂防保全事業費(県単)	525,774

款	項	事業名	金額
		緊急防災・減災対策事業費（河川砂防）	2,849,673
		河川砂防施設づくり事業費（県単）	64,291
		河川受託事業費	252,328
		砂防調査費	87,000
		砂防受託事業費	22,187
		水防費	19,000
	4 都市計画費	公園事業費	5,000
		魅力ある公園づくり事業費（県単）	125,000
5 住宅費	県営住宅管理費	11,198	
10 教育費	1 教育総務費	情報システム費	1,034,000
		教育振興費	66,000
	4 高等学校費	高校再編整備費	520,302
	6 社会教育費	日光杉並木街道保護事業費	30,000
	7 保健体育費	県立体育施設費	158,041
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	7年発生県単林道災害復旧事業費	28,650
		7年発生県単治山災害復旧事業費	35,000

款	項	事業名	金額
		6年発生林道災害復旧事業費	29,000
	2 土木施設災害復旧費	7年県費単独災害復旧事業費	141,100

2 変 更

(単位千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	農 業 大 学 校 費	18,712	農 業 大 学 校 費	141,133
		農 業 生 産 総 合 対 策 費 事 業 費	805,970	農 業 生 産 総 合 対 策 費 事 業 費	1,626,966
		水 田 農 業 振 興 対 策 費 事 業 費	56,238	水 田 農 業 振 興 対 策 費 事 業 費	61,048
	2 畜 産 業 費	畜 産 総 合 対 策 費	940,000	畜 産 総 合 対 策 費	1,386,000
	3 農 地 費	地 籍 調 査 事 業 費	83,181	地 籍 調 査 事 業 費	55,631
		農 村 集 落 基 盤 再 編 ・ 整 備 事 業 費	96,000	農 村 集 落 基 盤 再 編 ・ 整 備 事 業 費	146,803
		農 地 整 備 事 業 費	3,645,000	農 地 整 備 事 業 費	4,592,921
		農 村 地 域 防 災 減 災 事 業 費	810,000	農 村 地 域 防 災 減 災 事 業 費	1,006,171
		水 利 施 設 整 備 事 業 費	1,680,000	水 利 施 設 整 備 事 業 費	1,936,388
		農 業 基 盤 整 備 促 進 事 業 費	115,000	農 業 基 盤 整 備 促 進 事 業 費	188,450

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	4 林 業 費	林業・木材産業構造 改 革 事 業 費	1,474,757	林業・木材産業構造 改 革 事 業 費	1,546,492
		造 林 事 業 費	342,920	造 林 事 業 費	533,947
		森林整備林道事業費	4,785	森林整備林道事業費	111,757
		治 山 事 業 費	284,700	治 山 事 業 費	992,191
7 商 工 費	2 観 光 費	自然環境整備 交 付 金 事 業 費	100,500	自然環境整備 交 付 金 事 業 費	249,722
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	道路保全事業費 (補 助)	10,778,235	道路保全事業費 (補 助)	7,494,075
		快適な道路環境づくり 事 業 費 (補 助)	278,800	快適な道路環境づくり 事 業 費 (補 助)	30,000
		快適で安全な道づくり 事 業 費 (補 助)	16,958,150	快適で安全な道づくり 事 業 費 (補 助)	20,768,288
		快適で安全な道づくり 事 業 費 (県 単)	261,000	快適で安全な道づくり 事 業 費 (県 単)	2,413,830
	3 河 川 費	安全な川づくり 事 業 費 (補 助)	9,949,906	安全な川づくり 事 業 費 (補 助)	11,314,410
		市町村川づくり 助 成 費 (補 助)	276,000	市町村川づくり 助 成 費 (補 助)	445,100

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		ダム施設保全事業費 (補 助)	494,001	ダム施設保全事業費 (補 助)	560,866
		砂防施設づくり 事業費(補助)	2,703,000	砂防施設づくり 事業費(補助)	2,917,703
	4 都 市 計 画 費	土地区画整理事業 助成費(補助)	27,000	土地区画整理事業 助成費(補助)	91,000
		街路づくり事業費 (補 助)	8,610,000	街路づくり事業費 (補 助)	4,417,570
		魅力ある公園づくり 事業費(補助)	439,000	魅力ある公園づくり 事業費(補助)	583,900
	5 住 宅 費	県営住宅整備事業費 (補 助)	776,236	県営住宅整備事業費 (補 助)	677,836

第4表 債務負担行為補正

変更

(単位千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
那須拓陽高・那須清峰高 新校整備事業費	令和8年度から 令和11年度まで	344,559	令和8年度から 令和11年度まで	392,260

第5表 地方債補正

1 追加

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業構造転換事業費	88,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

2 変 更

(単位千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後					
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法		
庁舎等施設整備費	8,646,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以 内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	6,031,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以 内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。		
地域鉄道対策事業費	52,000	同	上	同	上	53,000	同	上	同	上
社会福祉施設整備費	1,125,000	同	上	同	上	433,000	同	上	同	上
土地改良事業費	3,462,000	同	上	同	上	2,884,000	同	上	同	上
治山事業費	1,059,000	同	上	同	上	806,000	同	上	同	上

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県単林道事業費	38,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	14,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
県単治山事業費	211,000	同上	同上	同上	140,000	同上	同上	同上
自然公園等施設整備費	254,000	同上	同上	同上	171,000	同上	同上	同上
国庫補助道路事業費	21,788,000	同上	同上	同上	15,145,000	同上	同上	同上
国庫補助河川改良費	6,770,000	同上	同上	同上	6,534,000	同上	同上	同上
国庫補助砂防費	2,164,000	同上	同上	同上	1,517,000	同上	同上	同上
国庫補助街路事業費	4,712,000	同上	同上	同上	2,525,000	同上	同上	同上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公園緑地整備費	578,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	353,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
県営住宅建設事業費	1,094,000	同 上	同 上	同 上	908,000	同 上	同 上	同 上
直轄道路事業負担金	2,028,000	同 上	同 上	同 上	1,753,000	同 上	同 上	同 上
直轄河川事業負担金	1,907,000	同 上	同 上	同 上	1,075,000	同 上	同 上	同 上
直轄砂防事業負担金	1,074,000	同 上	同 上	同 上	1,470,000	同 上	同 上	同 上
地方道路等整備事業費	12,164,000	同 上	同 上	同 上	7,327,000	同 上	同 上	同 上
河川等整備事業費	5,431,000	同 上	同 上	同 上	4,139,000	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
警察施設整備費	618,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	521,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
交通安全施設整備費	1,281,000	同 上	同 上	同 上	416,000	同 上	同 上	同 上
学校施設整備費	4,682,000	同 上	同 上	同 上	4,453,000	同 上	同 上	同 上
教育施設等整備費	101,000	同 上	同 上	同 上	55,000	同 上	同 上	同 上
農林水産施設災害復旧費	67,000	同 上	同 上	同 上	22,000	同 上	同 上	同 上
土木施設災害復旧費	866,000	同 上	同 上	同 上	200,000	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
直轄災害復旧事業負担金	100,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	47,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

第37号議案

令和7年度栃木県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度栃木県国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,399,990千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ174,199,750千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月16日提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		47,086,779	△ 2,526,253	44,560,526
	1 国庫負担金	34,140,387	△ 1,737,220	32,403,167
	2 国庫補助金	12,946,392	△ 789,033	12,157,359
3 財産収入		7,142	17,222	24,364
	1 財産運用収入	7,142	17,222	24,364
5 繰越金			3,944,526	3,944,526
	1 繰越金		3,944,526	3,944,526
6 諸収入		61,022,756	964,495	61,987,251
	1 雑収入	61,022,756	964,495	61,987,251
歳 入 合 計		171,799,760	2,399,990	174,199,750

歳 出		(単位千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 国民健康保険事業費		171,799,760	2,399,990	174,199,750
	1 国民健康保険事業費	171,799,760	2,399,990	174,199,750
歳 出 合 計		171,799,760	2,399,990	174,199,750

第38号議案

令和7年度栃木県流域下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度栃木県流域下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度栃木県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
4 主要な建設改良事業			
処理場建設改良事業 事業費	2,632,365千円	△ 560,935千円	2,071,430千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 流域下水道事業収益	10,135,000千円	△ 14,010千円	10,120,990千円
第2項 営業外収益	4,081,471千円	△ 14,010千円	4,067,461千円
	支	出	

第1款 流域下水道事業費用	9,961,400千円		150,950千円	10,112,350千円
第1項 営業費用	9,769,589千円	△	12,813千円	9,756,776千円
第2項 営業外費用	184,810千円		163,763千円	348,573千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条括弧書中「不足する額896,240千円」を「不足する額884,050千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額44,715千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額45,441千円」に、「当年度分損益勘定留保資金466,525千円」を「当年度分損益勘定留保資金453,609千円」に改める。

(科目)	(既決予定額)		(補正予定額)	(計)
	収		入	
第1款 資本的収入	3,586,000千円	△	754,370千円	2,831,630千円
第1項 企業債	626,100千円	△	57,700千円	568,400千円
第2項 負担金	628,538千円	△	57,893千円	570,645千円
第3項 受託事業収入	211,290千円	△	163,250千円	48,040千円
第4項 国庫補助金	2,120,072千円	△	475,527千円	1,644,545千円
	支		出	
第1款 資本的支出	4,482,240千円	△	766,560千円	3,715,680千円
第1項 建設改良費	3,590,759千円	△	763,430千円	2,827,329千円

第4項 国庫補助金返還金

3,130千円

△ 3,130千円

千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のように改める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道建設事業	千円 626,100	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	千円 568,400	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職 員 給 与 費	202,083千円	△ 21,885千円	180,198千円

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条中「一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、895,120千円」を「一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、881,110千円」に改める。

令 和 8 年 2 月 16 日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第39号議案

令和7年度栃木県電気事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度栃木県電気事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度栃木県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

		（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
2 主要な建設改良事業				
深山発電所建設事業	事業費	176,988千円	880千円	177,868千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 電気事業収益	3,964,000千円	△ 543,380千円	3,420,620千円
第1項 営業収益	3,944,482千円	△ 544,562千円	3,399,920千円
第2項 財務収益	1,049千円	1千円	1,050千円

第3項 事業外収益	18,467千円		1,181千円	19,648千円
第1款 電気事業費用	3,040,130千円	△	72,180千円	2,967,950千円
第1項 営業費用	2,817,792千円		8,454千円	2,826,246千円
第2項 財務費用	30,969千円		293千円	31,262千円
第3項 事業外費用	189,369千円	△	80,927千円	108,442千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条括弧書中「不足する額1,098,780千円」を「不足する額1,032,340千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額160,591千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額154,320千円」に、「過年度分損益勘定留保資金867,829千円」を「過年度分損益勘定留保資金808,020千円」に改める。

(科目)	(既決予定額)		(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	2,143,780千円	△	66,440千円	2,077,340千円
第1項 建設改良費	1,783,894千円	△	72,056千円	1,711,838千円
第2項 企業債償還金	287,886千円		5,616千円	293,502千円

(継続費の補正)

第5条 継続費を次のとおり補正する。

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	東荒川発電所 ダイオード 更新工事	千円 6,691	令和7年度	千円 2,650	千円		千円
				令和8年度	4,041			
		木の俣発電所 主要変圧器等 更新工事	175,715	令和7年度	70,286			
				令和8年度	87,857			
				令和9年度	17,572			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第10条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	419,567千円	16,130千円	435,697千円

令和8年2月16日提出

栃木県知事 福田 富一

第40号議案

令和7年度栃木県水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度栃木県水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度栃木県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）		（補正予定額）	（計）
	収	入		
第1款 水道用水供給事業収益	2,083,260千円		△ 22,240千円	2,061,020千円
第2項 営業外収益	90,433千円		△ 28,003千円	62,430千円
第3項 特別利益	2千円		5,763千円	5,765千円
	支	出		
第1款 水道用水供給事業費用	1,981,260千円		39,160千円	2,020,420千円
第1項 営業費用	1,970,783千円		12,798千円	1,983,581千円
第2項 営業外費用	8,477千円		26,362千円	34,839千円

（継続費の補正）

第3条 継続費を次のとおり補正する。

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	薬品注入設備 更新工事	千円 460,000	令和5年度	千円 76,871	千円 475,400	令和5年度	千円 76,871
				令和6年度	120,000		令和6年度	120,000
				令和7年度	220,000		令和7年度	220,000
				令和8年度	43,129		令和8年度	58,529

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	215,904千円	7,298千円	223,202千円

令和8年2月16日提出

栃木県知事 福田 富一

第41号議案

令和7年度栃木県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度栃木県工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度栃木県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 工業用水道事業収益	890,000千円	12,280千円	902,280千円
第2項 営業外収益	346,706千円	12,280千円	358,986千円
	支	出	
第1款 工業用水道事業費用	814,870千円	45,980千円	860,850千円
第1項 営業費用	801,583千円	31,647千円	833,230千円
第2項 営業外費用	12,287千円	14,333千円	26,620千円

（継続費の補正）

第3条 継続費を次のとおり補正する。

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	薬品注入設備 更新工事	千円 121,000	令和5年度	千円 17,991	千円 122,980	令和5年度	千円 17,991
				令和6年度	28,000		令和6年度	28,000
				令和7年度	58,000		令和7年度	58,000
				令和8年度	17,009		令和8年度	18,989

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	49,035千円	9,450千円	58,485千円

令和8年2月16日提出

栃木県知事 福田 富一

第42号議案

令和7年度栃木県用地造成事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度栃木県用地造成事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度栃木県用地造成事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 用地造成事業収益	1,879,000千円	656,370千円	2,535,370千円
第2項 営業外収益	1,235千円	656,370千円	657,605千円
	支	出	
第1款 用地造成事業費用	1,792,300千円	641,780千円	2,434,080千円
第1項 営業費用	1,775,046千円	643,653千円	2,418,699千円
第2項 営業外費用	7,253千円	△ 1,873千円	5,380千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条括弧書中「不足する額746,980千円」を「不足する額743,940千円」に、

「過年度分損益勘定留保資金245,389千円」を「過年度分損益勘定留保資金242,349千円」に改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	2,817,980千円	△ 3,040千円	2,814,940千円
第1項 建設改良費	1,912,980千円	△ 3,040千円	1,909,940千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	125,686千円	△ 2,852千円	122,834千円

令和8年2月16日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第43号議案

令和7年度栃木県施設管理事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度栃木県施設管理事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度栃木県施設管理事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）		（補正予定額）	（計）
	収		入	
第1款 経営総合管理事業収益	251,750千円	△	1,670千円	250,080千円
第1項 営業外収益	251,750千円	△	12,422千円	239,328千円
第2項 特別利益	千円		10,752千円	10,752千円
	支		出	
第1款 経営総合管理事業費用	251,750千円	△	1,670千円	250,080千円
第1項 営業費用	233,833千円	△	518千円	233,315千円
第2項 営業外費用	17,917千円	△	1,152千円	16,765千円
第3款 賃貸ビル事業費用	175,310千円		890千円	176,200千円

第1項 営業費用	166,447千円	885千円	167,332千円
第2項 営業外費用	8,863千円	5千円	8,868千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	177,332千円	△ 2,875千円	174,457千円

令和8年2月16日提出

栃木県知事 福田 富一

第44号議案

栃木県高等学校教育改革促進等基金条例の制定について

栃木県高等学校教育改革促進等基金条例を次のように定める。

令和8年2月16日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県高等学校教育改革促進等基金条例

(設置)

第1条 県立の高等学校等における教育改革の推進及び教育環境の整備充実を図るため、栃木県高等学校教育改革促進等基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

あることの証明書の交付		あることの証明書の交付	
8の6～182 略		8の6～182 略	
183 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第1項第1号及び第2項第5号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第13項の規定による医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	略	183 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第1項第1号及び第2項第5号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第15項の規定による医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	略
184 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第6項（同条第13項において準用する場合を含む。）又は第80条第1項の規定による医薬品又は医薬部外品に係る適合性調査（次項に掲げるものを除く。）	略	184 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第7項（同条第15項において準用する場合を含む。）又は第80条第1項の規定による医薬品又は医薬部外品に係る適合性調査（次項に掲げるものを除く。）	略
185 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第6項又は第80条第1項の規定による医薬品又は医薬部外品に係る適合性調査（これらの項	略	185 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第7項又は第80条第1項の規定による医薬品又は医薬部外品に係る適合性調査（これらの項	略

に規定する期間を経過するごとに受けるものに限る。)		に規定する期間を経過するごとに受けるものに限る。)	
185の2～464の2 略		185の2～464の2 略	
464の2の2 <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u> （平成14年法律第78号） <u>第163条の59第1項の規定に基づくマンションの容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査</u>	略	464の2の2 <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u> （平成14年法律第78号） <u>第105条第1項</u> の規定に基づくマンションの容積率_____に に関する特例の許可の申請に対する審査	略
464の3～517 略		464の3～517 略	
備考 略		備考 略	

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 公布の日
- (2) 第2条中別表第1の8の5の項及び464の2の2の項の改正規定 令和8年4月1日

第46号議案

栃木県森林整備地域活動支援基金条例の廃止について

栃木県森林整備地域活動支援基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和8年2月16日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県森林整備地域活動支援基金条例を廃止する条例

栃木県森林整備地域活動支援基金条例（平成14年栃木県条例第2号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第47号議案

権利の放棄について

次の権利の放棄について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月16日提出

栃木県知事 福田 富一

- 1 放棄する権利 平成23年度及び平成24年度介護職員処遇改善交付金の事業未実施に伴う返還に係る債権
- 2 放棄する金額 822,630円
- 3 交付時の債務者の住所、氏名及び金額

住 所	氏 名	未収金額

- 4 権利放棄の理由 債務者の無資力等により、当該債権の回収が不能であるため、権利を放棄するものである。

第48号議案

権利の放棄について

次の権利の放棄について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月16日提出

栃木県知事 福田 富一

- 1 放棄する権利 母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権
- 2 放棄する金額 貸付元利金1,319,987円及び違約金14,827円
- 3 貸付時の債務者の住所、氏名及び金額

住 所	氏 名	貸付元利金額	違約金額	貸付年度

- 4 権利放棄の理由 債務者の死亡等により、当該債権の回収が不能であるため、権利を放棄するものである。

第49号議案

市町村が負担する金額の変更について

令和7年度栃木県議会第407回通常会議において、第8号議案として議決を経た市町村が負担する金額について、次のとおり変更する。

令和8年2月16日提出

栃木県知事 福田 富一

事業名	負担市町村名	変更前		変更後	
		事業費	負担額	事業費	負担額
農村集落基盤再編・整備事業費	佐野市	円 35,185,560	円 3,782,447	円 45,185,560	円 4,857,447
	矢板市	10,000,000	1,000,000	17,000,000	1,873,500
	茂木町	32,755,000	3,275,500	128,755,000	12,875,500
国営造成施設管理事業費	那須烏山市	54,439,000	602,051	55,439,000	613,111
	益子町		2,813,201		2,864,881
	茂木町		2,380,987		2,424,727
	市貝町		3,799,563		3,869,363
	芳賀町		1,291,198		1,314,918
農地整備事業費	宇都宮市	325,822,500	32,582,000	275,940,000	27,594,000

事業名	負担市町村名	変更前		変更後	
		事業費	負担額	事業費	負担額
	足利市	円 35,000,000	円 3,500,000	円 307,000,000	円 30,700,000
	鹿沼市	65,128,000	4,884,600	425,604,000	31,920,300
	日光市	89,000,000	8,900,000	189,000,000	18,900,000
	小山市	167,200,000	22,480,000	1,069,912,000	143,276,800
	大田原市	235,900,000	23,590,000	628,766,000	62,876,600
	下野市	184,177,500	18,418,000	241,060,000	24,106,000
	益子町	42,000,000	5,250,000	219,600,000	27,450,000
	市貝町	118,525,400	14,815,675	122,151,400	15,268,925
	芳賀町	70,474,600	8,809,325	556,848,600	69,606,075
	壬生町	307,500,000	30,750,000	294,500,000	29,450,000
	野木町	87,000,000	8,700,000	710,184,000	71,018,400
	塩谷町	36,000,000	2,700,000	399,636,000	29,973,000
水利施設整備事業費	宇都宮市	5,735,555	1,097,000	36,244,546	7,531,900
	栃木市	9,045,527	2,189,000	339,109,527	84,545,000

事業名	負担市町村名	変更前		変更後	
		事業費	負担額	事業費	負担額
	小山市	円 103,148,473	円 18,318,000	円 368,707,292	円 68,068,000
	真岡市	31,018,367	1,579,000	309,713,730	17,970,000
	さくら市	7,204,611	1,293,000	178,499,908	29,797,000
	市貝町	772,722	130,000	22,082,988	3,593,000
	芳賀町	558,678	90,000	17,218,222	2,765,000
	野木町			46,249,181	11,561,000
	塩谷町	10,374,500	1,078,000	311,457,320	31,634,000
	高根沢町	3,275,567	625,000	68,229,286	11,805,000
	那須町	17,000,000	4,250,000	179,596,000	44,899,000
農村地域防災減災事業費	大田原市	444,834	80,070		
	那須塩原市	2,555,166	459,930		
	那須烏山市	30,000,000	2,400,000	2,450,000	196,000
	上三川町	22,000,000	4,400,000	225,566,000	45,113,200

第50号議案

市町村が負担する金額の変更について

令和7年度栃木県議会第407回通常会議において、第9号議案として議決を経た市町村が負担する金額について、次のとおり変更する。

令和8年2月16日 提出

栃木県知事 福田 富一

事業名	負担市町村名	変更前		変更後	
		事業費	負担額	事業費	負担額
砂防施設づくり 事業費（補助）	宇都宮市	円 60,000,000	円 10,000,000	円 80,000,000	円 12,000,000
	足利市	175,625,000	19,625,000	214,400,000	16,750,000
	佐野市	5,000,000	250,000	1,400,000	70,000
	鹿沼市	35,000,000	1,750,000	40,000,000	2,000,000
	日光市	65,000,000	7,750,000	108,400,000	11,040,000
	真岡市	30,000,000	3,000,000	40,000,000	4,000,000
	那須烏山市	10,000,000	1,000,000	10,200,000	1,020,000
	那珂川町	105,000,000	6,250,000	105,100,000	6,255,000

事業名	負担市町村名	変更前		変更後	
		事業費	負担額	事業費	負担額
緊急防災・減災対策事業費（河川砂防）	足利市	円 20,000,000	円 2,000,000	円 3,538,940	円 353,894
	真岡市	35,000,000	3,500,000	31,000,000	3,100,000
	茂木町	20,000,000	4,000,000	24,500,000	4,900,000
流域下水道建設事業費	日光市	662,392,300	127,211,691	652,587,290	124,888,015
	宇都宮市	1,044,641,000	103,445,899	849,898,409	90,144,164
	下野市		64,950,302		56,598,579
	上三川町		31,851,381		27,755,727
	栃木市	723,337,500	122,046,759	611,501,376	107,823,829
	壬生町		19,433,032		19,210,775
	大田原市	189,821,000	21,584,277	162,631,417	19,563,459
	那須塩原市		22,582,888		20,383,249
	栃木市	188,295,400	47,167,866	142,815,422	36,631,577
	小山市	326,395,100	41,516,021	318,094,351	41,140,320
	野木町		26,747,821		26,505,765

第51号議案

市町村が負担する金額の変更について

令和3年度栃木県議会第384回通常会議において、第35号議案として議決を経た市町村が負担する金額について、次のとおり変更する。

令和8年2月16日 提出

栃木県知事 福田 富一

事業名	負担市町村名	変更前		変更後	
		事業費	負担額	事業費	負担額
鹿沼インター地区 用地造成事業	鹿沼市	円 4,466,000,000	円 1,160,000,000	円 3,997,564,000	円 709,800,000

第52号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

令和8年2月16日 提出

栃木県知事 福田 富 一

- 1 工事施工箇所 栃木市沼和田町
- 2 工 事 名 一級河川巴波川地下捷水路流出施設建設工事その5
- 3 契 約 者 栃木県知事 福田 富 一
- 4 契 約 の 方 法 総合評価一般競争入札
- 5 契 約 金 額 649,000,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 小山市駅東通り2丁目39番11号
潮田・山中・光洋特定建設工事共同企業体
代表者 潮田建設株式会社 代表取締役 潮 田 安 弘

第53号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

令和8年2月16日 提出

栃木県知事 福田 富 一

- 1 工事施工箇所 栃木市大町
- 2 工 事 名 一級河川巴波川地下捷水路流入施設建設工事その6
- 3 契 約 者 栃 木 県 知 事 福 田 富 一
- 4 契 約 の 方 法 総合評価一般競争入札
- 5 契 約 金 額 799,700,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 下都賀郡壬生町大字壬生甲2230番地
佐藤・前原・小林特定建設工事共同企業体
代表者 佐藤工業株式会社 代表取締役社長 佐 藤 豊 忠

第54号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

令和8年2月16日 提出

栃木県知事 福田 富 一

- 1 工事施工箇所 鹿沼市花岡町
- 2 工 事 名 栃木県立鹿沼華陵高等学校実習棟新築工事
- 3 契 約 者 栃木県知事 福田 富 一
- 4 契 約 の 方 法 総合評価一般競争入札
- 5 契 約 金 額 1,265,000,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 宇都宮市築瀬町2500番地15

増渕・神谷・佐野屋特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社増渕組 代表取締役 増 渕 勝 明

第55号議案

特定事業契約の変更について

平成28年度栃木県議会第341回通常会議において、第36号議案として議決を経た特定事業契約（総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業）の一部について、次のとおり変更する。

令和8年2月16日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

契約金額を33,857,309,260円とする。

第56号議案

特定事業契約の変更について

平成29年度栃木県議会第346回通常会議において、第20号議案として議決を経た特定事業契約（馬頭最終処分場整備運営事業）の一部について、次のとおり変更する。

令和8年2月16日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

契約金額を5,067,569,530円とする。

第57号議案

特定事業契約の変更について

令和2年度栃木県議会第369回通常会議において、第10号議案として議決を経た特定事業契約（新青少年教育施設整備運営事業）の一部について、次のとおり変更する。

令和8年2月16日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

契約金額を7,538,851,882円とする。

第58号議案

工事請負契約の変更について

令和5年度栃木県議会第395回通常会議において、第9号議案として議決を経た工事請負契約（水と緑の南摩の里整備事業）の一部について、次のとおり変更する。

令和8年2月16日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

契約金額を1,408,331,100円とする。

第59号議案

工事請負契約の変更について

令和6年度栃木県議会第403回通常会議において、第16号議案として議決を経た工事請負契約（3・4・1号前橋水戸線大橋PC橋上部工建設工事）の一部について、次のとおり変更する。

令和8年2月16日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

契約金額を751,014,000円とする。

第60号議案

工事請負契約の変更について

令和5年度栃木県議会第397回通常会議において、第15号議案として議決を経た工事請負契約（県営若草住宅新1号棟新築工事（その2））の一部について、次のとおり変更する。

令和8年2月16日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

契約金額を827,178,000円とする。

報告第1号

知事の専決処分事項報告について

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月16日

栃木県知事 福田 富一

- 1 専決処分第62号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 2 専決処分第63号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 3 専決処分第64号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 4 専決処分第65号 工事請負契約の変更について
- 5 専決処分第66号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 6 専決処分第67号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 7 専決処分第68号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 8 専決処分第69号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 9 専決処分第70号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 10 専決処分第71号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 11 専決処分第72号 損害賠償の額の決定及び和解について

- | | | |
|----|----------|-----------------------|
| 12 | 専決処分第73号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 13 | 専決処分第74号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 14 | 専決処分第75号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 15 | 専決処分第76号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 16 | 専決処分第77号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 17 | 専決処分第78号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 18 | 専決処分第79号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 19 | 専決処分第80号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 20 | 専決処分第81号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 21 | 専決処分第82号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 22 | 専決処分第83号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 23 | 専決処分第84号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 24 | 専決処分第85号 | 工事請負契約の変更について |
| 25 | 専決処分第86号 | 工事請負契約の変更について |
| 26 | 専決処分第87号 | 令和7年度栃木県一般会計補正予算（第7号） |

専決処分第65号

工事請負契約の変更について

令和6年度栃木県議会第403回通常会議において、第15号議案として議決を経た工事請負契約（一級河川巴波川地下捷水路到達立坑建設工事）の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を699,248,000円とする。

令和7年12月12日

栃木県知事 福田 富 一

専決処分第 8 5 号

工事請負契約の変更について

令和 5 年度栃木県議会第 397 回通常会議において、第 14 号議案として議決を経た工事請負契約（県営若草住宅新 1 号棟新築工事（その 1））の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を 1,580,337,000 円とする。

令和 8 年 1 月 13 日

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

専決処分第86号

工事請負契約の変更について

令和6年度栃木県議会第401回通常会議において、第7号議案として議決を経た工事請負契約（とちぎ健康の森本館空調設備改修工事）の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を1,829,685,000円とする。

令和8年1月13日

栃木県知事 福田 富 一

専決処分第87号

令和7年度栃木県一般会計補正予算（第7号）

令和7年度栃木県の一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,265,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,001,750,120千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月23日

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		138,180,749	1,265,000	139,445,749
	3 委託金	3,025,106	1,265,000	4,290,106
歳入合計		1,000,485,120	1,265,000	1,001,750,120

歳 出					(単位千円)
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
2 総 務 費		44,034,495	1,265,000	45,299,495	
	5 選 挙 費	976,946	1,265,000	2,241,946	
歳 出 合 計		1,000,485,120	1,265,000	1,001,750,120	